

第2回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成21年7月24日(金)10:00～11:30

場 所 本館3階 特別会議室

【出席委員】 成瀬委員長、宮崎委員、森委員、八幡委員

【欠席委員】 郷委員

【事務局】 川口部長、金房課長、岡地参事、他関係職員

【県立大学】 曾我理事長（学長）、馬場副理事長、大田理事、菊池理事、仁連理事、
堀部事務局次長、他関係職員

【議 題】

1. 役員報酬の改定について

・資料に基づき、事務局より説明

（委員）すでに役員報酬の改定はなされているもので、今から決めるというものではないが、その内容について委員会としての意見があるかどうかということである。

（委員）「意見なし」

2. 平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価について

・資料に基づき、事務局より説明

（委員）非常にたくさんの資料があるので、資料2 - 3の評価が異なるもの（6～7ページ）を見ながら議論していきたい。

（大学）まず、大学からなぜこのような自己評価をしたのかについて、ご説明させていただく。

（大学）12番について から という非常に厳しい評価をいただいたが、中期計画を見ると総合的に分析するとあり、20年度の年度計画が「参加指針を策定する」となっており、これ自体が中期計画を超えた内容となっている。実際には分析はやっており、その上で生涯学習の取組（案）を3月までにまとめ、実際に案がとれて指針として策定されたのは4月に入ってからで、その点では年度計画に書かれた内容を実施できなかったのも、おしかりを受けるのは当然であるが、中心は分析ということで中身はやれたのではないかと、という評価をした。

(大学) 16番について、これは大学院運営についてで、 としての理由を述べさせていただく。社会人学生を受け入れやすくするため就学期間を短縮して学位を授与する等の対策を検討している。それを受け、就学期間の短縮については検討した。ここまでで に該当すると考え、これを超えて2回生配当科目のあり方、短縮をするためには、どの科目を何年次に配当するか、これまでは学年ごとの配当であったものを、1・2年次を通じてどこでも履修できるように変えている。もう一つは、研究業績を具体的にこういう基準で判断しますと決めてシラバスに書いている。そこまで踏み込んで決めた、またそれをシラバスに記述したということで、当初の検討を上回って実際にやったので と判断した。

24番については、大学院の履修モデルを全部ホームページに掲載するということが、すべての研究科で掲載が出来ていないというご指摘の通りである。

36番については、卒業研究の質をいかに保証するかということである。年度計画は卒業研究の審査基準を見直すと書かれており、実際に見直しを進めた。すべての学科で成文化した審査基準を履修の手引き、ホームページに載せている。効果の検証について、シラバスに書くということを厳密に言えば、その学年からの適用になり、検証は4年先になってしまう。しかしそこまで待ってられないので、21年度から各学科これに従ってやるということとした。

53番の学生支援センターについては、実際に21年度は書いてあることすべてが実行されているが、20年度にはやれていなかった。それはその通りである。

(大学) 164番、エネルギー管理については、実際に光熱水費が削減された訳ではない。ただ、20年度は電子システム工学科の1回生や、人間看護学研究科修士課程2回生分、トータルで数十人増えたことがあるが、具体策で削減につながったとは言い切れず、ESCOについても見極めが出来ておらず、県からはESCOの実施を期待されているが、 もやむを得ない。

(大学) 65番について、確かに倍増はしているが、大学の取組として、参加者が33人というのは、対象とする学生数からするとまだ少ないという判断をした。大学として取り組んで大学の中心となるかどうか、他の大学と比べて優れているかどうかということから判断すると、そこまで至っていないのではないかと。ただ滋賀県として考えると、よくやっていると思っていただいているのではないかと。国立大学を標準において、そこに達するように努力しているつもりなので、留学生数についてもそうであり、国費留学生はほとんどいないので、少し遅れていると感じている。これは大学全体としての取組として ではないかと判断した。

175番については、県民に伝えられているかどうか、アウトカムについての調査を行ったことがないので、本当に県民がよく知っているかということ、そこまでいっていないのではないかと気はする。

(委員) ESCO事業はしないといけないのか。「検討する」と「実施する」とは違うので、「実施しない」という結論でもいいのではないかと。

(大学) 「実施しない」という結論になる可能性もあり、県の5年ほど前の環境計画で、例示として県立大学等でE S C Oを検討するとの記載があった。イニシャルコストは第三者の企業が負担し、お金をかけずしてセーブした分を大学と企業がシェアする、非常にいいことだと思うが、根本的にやり直すと数億円のお金がかかり、10年程度で利益が上がるかどうか疑問であり、国の経済対策等で省エネの関係で県から補正をいただいたので、E S C Oをどこまでやるか、一から考える必要があると考えている。

(大学) 県との関係でということであるが、県全体では事業をやっているのか。

(事務局) 県としての取組としては、環境セクションが作っている総合計画の中でE S C O事業が出てくる。議会でも質問があったが、10年や20年という期間の中で投資を回収できるかどうかということもあり、調査をしたところ、滋賀県は環境への取組が進んでいて、特に本庁舎ではぎりぎりのところまで取組をしており、切り代の部分、E S C O事業の最も値打ちの出る部分が極めて少ないという状況がわかっている。その意味から、この取組を即、持ち込むのは、県レベルでは大変と考えている。

(委員) 事務局のコメントでは、指針の検討までには至っていないとなっているので、今後の検討は必要だと言える。

(大学) 県立大学の省エネ事業については、教育研究機関にふさわしい取組をする必要がある。すなわちこの取組が教育につながる事が大事である。幸い学生の自発的なサークルで、環境マネジメントオフィスがあり、自らどこに問題があるか調査し、大学当局に提言してくれている。それから、自ら消し回り隊を組織して、使っていない教室で電気やエアコンの消し忘れがないか、学生が回って消している。その延長で、学生の教育につながるような省エネ、CO₂削減を実施していくということで、我々は今後も、環境マネジメントオフィスの学生、エコキャンパスの学生と一緒に、教育効果が上がる形で進めていきたい。それに対してE S C Oは、他の会社任せであり、その成果が教育へ還元されないということがあり、二の足を踏んでいる状況である。

(委員) 学生の自主的な運動や教育との関連がある。

(委員) 16番について、これは県立大学のセールスポイントであり、30番の「地域学入門」とも関連しており、非常に重要なポイントで、ととでは大きく異なる。大学には異論がありそうであるが、近江環人地域再生学座は重要で、県立大学らしさということではこれは大事で、まだ大学に言い分があるのではないかと。

(大学) 実際には具体化してやっており、計画では検討するということであるが、実際はそれを超えて、近江環人のみならず正規の課程でも就学期間短縮がシラバスに出ているのでとした。

(大学) ご承知のとおり、これは5年間の科学技術振興調整費をもらってやっている。それは5年

間なので、その後、続けてどうするかという問題がある。これは正規学生として社会人をもっと入れていかないといけないのは確かである。プロジェクトが終わったら終わりじゃない、それを繋げていくようなものにやりたいと努力している。委員がおっしゃるようにこれを大きな柱として、高島市や北の方に偏っているが、市町の職員にも来てもらっているので地域貢献もかなりやっている。しかし、他の正規学生に対する影響がはっきりしていない。科目等履修生として受けているので、正規学生としてマスターをとったわけではないので、正規課程へのという形からすると、も仕方ないかなと思う。しかし、我々としては柱として育てていきたいと思っている。

(大学)「検討する」ということについて、我々は「実施する」ために「検討している」のではない。例えば18年度にAO入試について検討するというのがあったが、その時点でAO入試は我々の大学にはそぐわない。実施しないと結論を出した。それで、今の他の大学を見ると、批判的な方向に移っている。そういう点では、それを先取りするような形で、その決定はよかったかなと思っている。このように、「実施する」ために「検討している」のではない。

(委員)18年、19年、20年の評価を見て、18年度の156項目からだんだん増えて、20年度は171項目。その中で の項目数が19年度の13に対して今年は5となっており、非常に努力されたと思う。大学が少子化の中で、入学生が定員をきっちと満たす、それよりも多めに入っている。これはすばらしいことであるし、オープンキャンパスの人数が多ければ入学生が増えると、必ず比例しているので、そのオープンキャンパスでも3000人近い学生を呼び込まれたのもすばらしいし、すべてに努力されている姿がよくわかる。その意味では、12番については、 から へ戻してはどうか。4月にずれ込んだとのことであるが、物事というのは少しずれ込む時があるので。

(委員)資料2-2の2ページに学生数が載っているが、全体で20年度は2571名に対し、21年5月1日現在では2643名。学部は20年度2271名に対し、21年度2369名と増えている。大学院は20年300名に比べ、21年度は274名とちょっと減っている。これはこういう状況なのか。たくさんの学生を受け入れて欲しいというのが、基本的な考え方。減少しているという理由がどこにどうあるのか、教えて欲しい。特別な理由があったのか。

(大学)工学研究科では、今まで定員が1専攻15名で1.5倍の学生をとっていた。この定員を18名にし、なるべく定員にあわせる取り方をするという方向で少し減っている。それから、博士課程についても、進学者が少ないので定員を6名から3名に減らしている。これで少しは減っている可能性はある。

(委員)両方とも評価が の101番、大学の知的財産について、基本的には知的財産権に関する規程はあるのか。どのように管理するのか、その中のインセンティブ条項がどこかの項目として書いてあるのか。

(大学) 規程はある。規程の中で、大学が得られた収入についてどう分けるかも書いてある。それ以外の、外部資金の科研費などのオーバーヘッドについて、先生方に返さないといけないかと。特許だけとは限らないが、大学に収入がないので適用した例がない。

(委員) 前回の話の中で、特許にはコストがかかる。従って特許の取得料を考えると、あまり特許をとらない方がいいという話があった。しかし大学は知的な財産、それが自分の収入になるかどうかという発想ではなく、少しコストがかかっても大学に知的財産のコストはストックとして持って欲しい。日本の経済状況を見ても、イノベーションが足りない。革新的に変化するというのが、民間企業では明日のことを考えると発想が縮こまってしまう。アカデミックな大学だからこそ、よりイノベートできるような知的財産を是非作ってもらって、それを公開して企業に活用してもらおう。知的財産の蓄積は大切なもの。そういうことから両者の という評価はどうかと。

(大学) の評価は、教員に対してインセンティブを与えるかどうかに対してであり、おっしゃっているのは最初に何をするかということで、大学としては特任教授的に2人の弁理士に来てもらい、特許関係の講義をやっていただいて、その先生を中心に実際に出てきた意匠登録を判断いただいて、その方々に手数料をお支払いするなど、大学としては特許を取るためのコストをかけているつもりである。その方々の判断でも特許に至るものまでではない。出てきた時のことまでは考えているが、そこまで行っていないのが現状。それで、特許では大学として利益相反の問題が出てきている。共同研究をやった時における問題。利益相反についてのポリシーは定めておらず、検討しているところ。それをきちっと定めないといけない。他の大学でも利益相反の規程を作っておられる。それは情報公開などいろんな難しい点がある。

(大学) になったのは、特許権から生まれる利益を大学と特許権者である先生が得るという仕組みはあるが、それだけでは進まないためである。それ以外でインセンティブを作ろうと、外部資金からのオーバーヘッドを充てるということで検討している。特許を申請しているけれども権利化しているものがない。権利化していないのでインセンティブを与えるということが出来ていない。知的財産を増やすために、弁理士にお願いして特許権、知的財産権に対するリテラシーを教員の中に広げるという努力をしている。まだ入り口の段階で権利化したものを持っていないということで、特許申請、権利化する場合にも大学にとってプラスになる、あるいは社会にとってプラスになる、そういう判断をする。何もかも申請のあったものを特許権の申請や権利化するとは考えていない。社会的に意味のあるものを権利化していこうと検討している。

(大学) 資料2 - 2の26, 27ページの99番、100番は、それについて書いてあり、101番はそれのアウトカムについてどうするかだったもので、根本にあるのは99番、100番でそれについては努力しているつもりである。

(委員) アウトプットベースでも話があってもいいのではないかと。申請が何件あって、その結果、

特許まで来たのは何件であってどうなっているのか。決して数字が増えたからいいという話ではなく、先ほどのコストもあり、内容の審査もやってもらい、結果的にそういう体制のもとに申請があり、アウトプットとしてここまで来た。その次にアウトカムになるとさっきの話が出て来るのだろうけど、もう少しそのあたりを、評価の中に工夫して入れていただきたい。

(大学) おっしゃるとおりで、会社などでは申請段階で報奨金などがもらえる。あとは会社が全部やる。とにかく出すということが大事だとすると、知的財産寄与が大きいというのは、出したことについても何か考えないといけないことになるかもしれない。その点については考えさせていただきたい。論文を出すのと同じように評価するかどうかという問題である。

(委員) 民間企業のことを100%知っているわけではないが、特許を出されたときに報奨金というわけではない。成果、売りに基づき計算する、アウトカムがあって初めて出した人へという制度もある。出されたからといって報奨金を与えないといけないという話ではない。

(委員) 大学も事務局も評価が のもの、それなりに の理由があるのだろうが、外国からの客員教授とか同窓会組織を使った就職支援とか、今後は目標を変えられるのか。

(大学) 外国人研究員については、予定していた先生が学生と海洋観測されている時に事故に遭って、本人も入院されていて来られる予定になっていたものがだめになったということである。今年はすでに1名バングラデシュから特別研究員で先生が来ておられる。あと今年度中に何人か、大学として交流を結びながらおいでいただくという形で計画を持っている。

(大学) 大学が作った計画なので、中期目標の間には達成すべく最大の努力をすべきである。学内には、こんな数値目標はできない、それだったら取り消してもらえというのものもあるが、それについて努力して、その結果はここで判断していただくのが私たちの立場。そういう意味では、次期中期計画にどの程度入れるかどうかは、また考えさせていただく。

大学関係者退席

・資料に基づき、事務局より説明

(委員) 課題となる事項で、知的財産のことを書いてあるが、もう少し文章を変えていただきたい。前段の「事業化することが困難で・・・」という文章になっているが、「特許にこだわらず幅広く社会貢献・・・」というのはいいいが、知的財産の蓄積が重要であるということ、大学の財産であるというなかでの書きの方がいい。費用面での負担の強調よりも、重要性に伴って特許にこだわらず社会貢献という観点で書いていただきたい。

(委員) 県立大学は、申請件数はいくつかあるが、まだ権利化されていない。現実には負担が深刻な問題となっていない。これが10件、20件、30件と申請が権利化されて、その再申請費

用を大学が負担することになると大問題になってくる。事業化することとの兼ね合いもあるが、今の状況は深刻な事態ではないので、特許でもとれとインセンティブをとりあえず強調されるのも悪いことではない。

(委員)ここに書いてあるように、「特許にこだわらず」と特許の取得を目標にするのではなく、「社会貢献」という観点での話がいいと思う。「事業化することが困難で・・・」というこの文言、大学というのは無形の知的財産を研究としてストックして欲しい。それが特許までいくかどうかは、特許委員会等で審査すればよい。知的なストックが欲しい。その中で特許が必要なら特許を取ったらいい。特許をとるために云々ではなく、知的な財産を何らかの形で公開して、その中で民間企業との間で特許を取ろうという話になるかもしれない。知的財産の中に特許があり、特許を取るのではなく社会貢献だというベースで、知的財産を取り扱って欲しいという意識である。

(委員)これは評価の分かれるところで、その意見ももっともで、私が感じている疑問もある。どちらが正しいではなく、特許とるのも大事、特許以外も大事というのが現状。この話は、もう一度大学にご意見を聞いた上で、より納得できる文章にアレンジすることにしたい。

(事務局)この部分は、修文させていただいて、大学、委員長にお示しさせていただきたい。

(委員)特許をとることを消極的に理解されるのはもったいないと思うので、そういうレベルではない。

(委員)「事業化することが困難で大学には費用面での負担のみがかかるという課題があり、」を削除し、「知的財産については、特許にこだわらず幅広く社会貢献という視点を持ち、研究を進めることも今後は必要である。」としてはどうか。

(委員)もし修飾語をつけるのであれば、知的なものを持つことは基本的には大学の使命のような意識がある。アカデミックなところから一つの発想が出てくる。権利としてストックを持つのではなく、研究成果そのものにウエイトを置いてほしい。特許という形を権利主張するのではなく、主語と述語はそれで十分であるが、大学の基本的な使命であるというような修飾語が欲しい。

(事務局)この記述では、知的財産の重要性の基本のベースが抜けているとの認識でいいか。

(委員)是非そのあたりを意識して欲しい。特許をとれ、事業化しろという意味ではない。基本的には知的財産の重要性を鑑みて、というような前置詞があって、最後は社会貢献という観点である。

(委員)この議論を踏まえてリライトすることとしたい。

(委員) 全体評価の中で、評価すべき事項と課題となる事項、3ページからは、項目別評価。 の
教育研究はB判定、 , , , はA判定ということになる。

(委員) 今日、ここで判定結果を出す必要はないので、これを頭に入れて次回に最終結論を出すこ
ととする。利益の処分についても次回となる。

閉会